

おといあわせ

お問い合わせ

ちいきあんしんせんたーたちかわ

地域あんしんセンターたちかわ

げつようびからきんようび

月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:00

たちかわしふじみちよう

たちかわししゃかいふくしきょうぎかい たちかわしそごうふくしせんたーない

立川市富士見町2-36-47 立川市社会福祉協議会 立川市総合福祉センター内

☎ 042-529-8319

FAX:042-526-6081 MAIL:anshin@tachikawa-shakyo.jp

あんしんセンターまで

たちかわえききたぐち とほ ぶん

立川駅北口から徒歩15分

にしたちかわえき とほ ぶん

西立川駅から徒歩8分

【バス】

たちかわえききたぐち

立川駅北口(10)(11)

ふじみちよう2ちょうめげしや

富士見町2丁目下車



安心してご利用いただくために

じっし

このサービスの実施にあたっては、利用者と社会福祉協議会の契約内容を審査するため

の契約締結審査会、サービス提供の適切さを監督するため運営適正化委員会を設置して

います。これらはいずれも、法律、福祉、医療の専門家と当事者組織の代表者などで構成

し、適切な事業運営の確保に努めています。

あなたのいしけつていをささえるせいどです

あなたの意思決定を支える制度です

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう

日常生活自立支援事業



にんちしょうやちてきしょうがい、せいしんしょうがい

認知症や知的障害、精神障害などによって、日常的な手続きや金銭管理をひとりで

おこなうことにふあん

行うことに不安があるかたや、自分ひとりでは判断が難しいかたのサポートをします。

ようかいごにんていやしょうがいしやてちょう

要介護認定や障害者手帳がなくても利用可能です。お気軽にご相談ください。

にちじょうてきなてつづき

きんせんかんり

じぶんひとりでははんだんがむずかしい

りようかのう

おきがるにごそうだん

しゃかいふくしほうじん たちかわししゃかいふくしきょうぎかい

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会

ちいき

地域あんしんセンターたちかわ

こま

ふあん

このような困りごと・不安をサポートします

①福祉サービスの利用援助

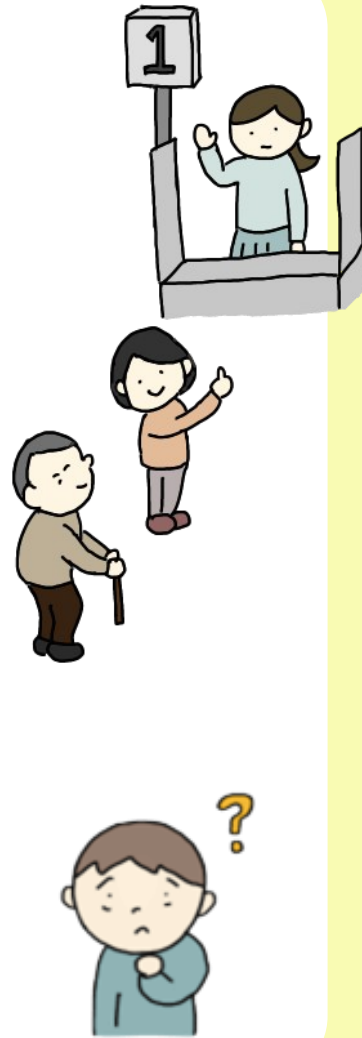
- 福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします
- さまざまな福祉サービスの利用に関する 情報提供、相談
- 福祉サービスの利用における申し込み、契約の同行、代行
- 入所、入院 している施設や 病院 のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続き支援

②日常的金銭管理サービス

- 毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れをお手伝いします
- 福祉サービスの利用料金の支払い代行
- 病院 への医療費の支払いの手続き
- 年金や福祉手当の 受領 に必要な手続き
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の支払いの手続き
- 日用品購入 の代金支払いの手続き
- 預金の出し入れ、また預金の解約手続き

③書類等の預かり

- 大切な 通帳 や 証書 など安全な場所でお預かりします
- 保管を希望される 通帳 やハンコ、 証書 などをお預かりします



りょうりょう

利用料について

①福祉サービス利用援助

②日常的金銭管理サービス

③書類等預かりサービス

- 契約後、サービスが開始してから利用料がかかります。
- 生活保護を受けているかたは①と②の利用料がかかりません。
- 減免対象 のかたは①と②の利用料が1時間850円になります。1時間以上は30分ごとに425円加算です。

そうだん

りょう

相談からサービス利用までのながれ

●相談受付

電話でも来所でもお気軽にご相談ください。
ご家族や福祉サービス事業所からのお問い合わせもお待ちしております。



●訪問

職員が自宅などに訪問して、お困りごとや心配ごとを伺います。
ご家族や福祉サービス事業所などのかたからお話を伺うこともあります。

●支援計画作成

希望を伺い、職員といっしょにどのようなサービスが必要か考え、支援計画をつくりまします。

●契約・利用開始

支援計画の内容を確認して、本人とあんしんセンターが契約を結び、支援計画にもとづいて、サービスを提供します。

●支援計画の見直し

定期的に支援計画の内容が、本人に合っているのか確認し、
必要の場合は支援計画を変更して本人に合ったサービスを提供します。

●終了

本人から申し出があればいつでも解約することができます。
また、判断能力の低下や生活状況の変化により契約の継続が困難となった時には、成年後見制度の利用もお手伝いできます。

